軽微な変更・記載事項訂正届について

2025年12月

【1. 変更手続きの概要】

確認済証の交付又は中間検査合格を受けた計画のうち、計画変更に該当しない変更があった場合に、原則完了検査を受験する前までに変更を届け出る必要があります。なお、変更後は可能な限り速やかに報告をお願いします。

【2. 軽微な変更と記載事項訂正について】

(1) 軽微な変更

軽微な変更の取り扱いは以下の全てに該当する場合を原則とします。

①建築基準法施行規則第3条の2各項各号※1に該当するもの
②変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの
③構造計算を再度かけ直す必要がないもの

※1　軽微な変更一覧（施行規則第3条の2　一部抜粋）

号	変更内容	軽微な変更	計画変更
1	敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さ	増加	減少
2	敷地面積及び敷地境界線	増加	減少
3	建築物の高さ	減少	増加
4	建築物の階数	減少	増加
5	建築面積	減少	増加
6	床面積	減少	増加
7	用途	類似の用途相互間におけるもの	左記以外
8	構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材の位置	変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合	左記以外
9	構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造	右記以外	変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更
10	特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の材料若しくは構造又は位置	右記以外 第１３号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更の場合	変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び前号に掲げる変更
11	構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造又は位置	施行規則第３条２第１３号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更の場合	左記以外
12	構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造又は位置	・施行規則第３条２第１３号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更の場合 ・特定天井以外の天井にあっては特定天井とする変更以外のもの	左記以外
13	建築物の材料又は構造	施行規則第３条の２第１３号の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更	左記以外
14	井戸の位置	右記以外	くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更
15	開口部の位置及び大きさ	右記以外	・避難階段等の開口部で、階段や出入口までの歩行距離が長くなるもの ・非常用進入口に係る変更で、令第126条の7第2号、第3号及び第5号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
16	建築設備の材料、位置又は能力	右記以外	性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更
17	安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの	平成28年国土交通省告示第1438号によるもの	左記以外

(2) 記載事項訂正

計画の変更（軽微な変更を含む）ではなく、図面間での不整合などの誤記がある場合に訂正を行う必要がある際の変更手続きとします。
申請書等の記載内容を変更する場合、『申請書等記載事項変更届』にて届出をお願いします。

【3. 提出書類】

(1) 電子申請（ポータルサイトでのご申請）の場合

①軽微な変更・記載事項訂正届（ポータルサイト上で入力）
②届出申込書（ポータルサイト上で入力）
③変更前図面（弊社審査済マークがあるものへ変更箇所・内容がわかるように朱書きしたものをアップロード）
④変更後図面
⑤委任状（当初申請の委任範囲に届出提出が含まれている場合は不要）

(2) 紙申請の場合

①軽微な変更・記載事項訂正届（HP確S052号様式・HPに書式掲載済）※2
②届出申込書（HP確S053号様式・HPに書式掲載済）
③変更前図面（弊社審査済印があるものへ変更箇所・内容がわかるように朱書きしたもの・A3サイズ）
④変更後図面（変更後図面であることがわかるように表記したもの　例：「軽微変更：１回目」などを図面右下に記載）
⑤委任状

※2　変更項目が多岐に渡る場合や一つの変更が意匠・構造・設備に連動する場合、変更の概要欄には「別紙による」と記入の上、
『変更項目リスト』及び『変更図書一覧』に必要事項を記入の上、別紙として添付してください。

【4. 変更手続きについてご不明な点がある場合】

各変更について、計画変更に該当するかの判断にお困りの場合は、変更前図面及び変更箇所がわかる資料を添えて弊社担当者へご相談ください。
変更内容を確認させて頂き、手続きの別をご案内させていただきます。